平成２６年（フ）第１５４１号
横浜市瀬谷区南台１丁目14番地９　ＴＭコート21―101号室
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７７号
東京都国分寺市東元町１丁目22番14号ピア国分寺203
債務者　黒田　泰文
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１６号
静岡市葵区北安東１丁目34番10―201号
債務者　羽田　　真
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５０号
静岡市駿河区曲金４丁目12番41号　アーバンＴ＆Ｔ201、旧住所静岡市駿河区鎌田318番地の２　ヴィラージュⅡ106号
債務者　沼　　勝洋
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９号
大分県杵築市大字狩宿890番地
債務者　福田　平治
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
長野県佐久市原209番地13
債務者　小川　結希（旧姓名棚木夢臣・旧姓棚木）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４５６号
静岡県焼津市中里1131番地
債務者　勝岡　　豊
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第９７０号
福岡県宗像市池田1473番地、住民票上の住所北九州市小倉南区城野４丁目７番５―502号
破産者　占部　昌治
1　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
2　一般調査期日　平成26年11月21日午前10時20分
平成26年10月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９号
新潟県上越市本町５丁目１番１―303号ダイアパレス高田本町303号
破産者　土田　勝仁
1　破産債権の届出期間　平成26年11月７日まで
2　一般調査期日　平成26年12月８日午後２時
平成26年10月10日　新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１０１６号
名古屋市南区鳴尾町字丹後江3023番地の５白水荘２棟104号
破産者　山路　康将
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成27年１月15日午前10時45分
平成26年10月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２０号
福岡市南区皿山４丁目15番14―304号
破産者　松木　尚史
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月４日午後３時
平成26年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２０９号
札幌市清田区清田２条２丁目５番10号　有楽メディカルビル903号
破産者　野村　尚広
1　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午後３時
平成26年10月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８２号
京都市上京区鞍馬口通大宮西入上る西若宮北半町150番地10、商業登記簿上の本店所在地京都市上京区鞍馬口通大宮西入上る西若宮北半町150番地
破産者　橋本常株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午前11時40分
平成26年10月14日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第５８３０号
大阪府吹田市江の木町32番14号
破産者　株式会社ジェイアンドピー
1　期日　平成26年11月26日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第２８６０号
大阪市城東区森之宮１丁目４番604号
破産者　ひろ美容室こと　田貝　弘子
異議申述期間　平成26年11月28日まで
平成26年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８１０５号
東京都江戸川区松江５丁目20―20―302
破産者　日高芳夫こと　高　　芳權
免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
平成26年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１３号
岡山市北区蕃山町３番30号
清算株式会社　吉備ホーム株式会社
代表清算人　余傳　悠司
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部